

小学校給食非喫食者への支援について

おいしい給食課

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では子育て世帯の負担軽減を図るため、国に先駆けて令和6年度（2024年度）の2学期から小学校給食無償化事業を実施していますが、現物支給に特化した制度であるため、食物アレルギー等の理由により学校給食を喫食していない児童（以下「非喫食児童」という）の世帯は給食無償化の恩恵を受けていません。

一方、国は令和8年度（2026年度）から小学校の給食費負担軽減交付金による抜本的な負担軽減策を開始し、自治体の実施する非喫食児童への支援事業も交付金の対象とする事を示しました。

これらを踏まえ、本市においても非喫食児童を対象とした「枚方市小学校給食における食物アレルギー等対応補助金」を創設し、子育て世帯のさらなる負担軽減を図るものです。

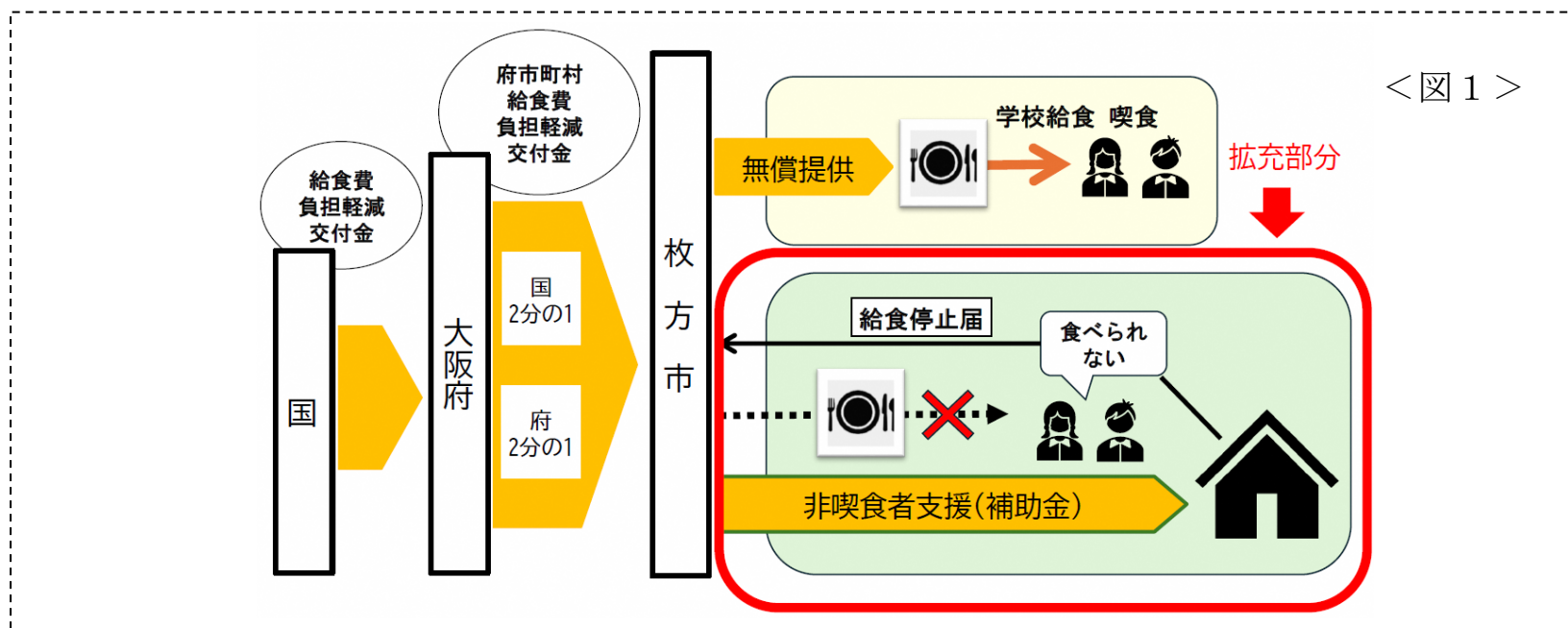
2. 内容

(1) 補助の対象

以下のやむを得ない理由により、恒常的に学校給食を食べることができず、給食停止の届け出をしている市立小学校在籍児童の保護者を対象に補助金を支給します。＜図1＞

- ① 食物アレルギーや疾病が原因で学校給食の全部又は一部を喫食していない場合
- ② 宗教上の理由により学校給食の全部又は一部を喫食していない場合
- ③ 不登校により学校給食の全部を喫食していない場合
- ④ その他市長が特に認める理由により学校給食の全部又は一部を喫食していない場合

※在籍していても就学の実態がないと判断される場合や自己都合による非喫食は対象外



(2) 補助金額

食材費相当分として、以下の金額(月額)に、実際に喫食しなかった月数を乗じた金額とします。
なお、本市の小学校給食の食材費は国の交付基準額を上回りますが、喫食児童と同水準の支援を行うこととし、不足分は市が補填します。

- ・ 学校給食の全部を喫食していない場合・・・(月額) 5, 5 0 0 円
- ・ 学校給食の牛乳を喫食していない場合・・・(月額) 1, 3 0 0 円
- ・ 学校給食のパンを喫食していない場合・・・(月額) 6 0 0 円
- ・ 学校給食の米を喫食していない場合・・・(月額) 6 0 0 円
- ・ 学校給食のおかずを喫食していない場合・・・(月額) 3, 0 0 0 円

※ 非喫食児童(全部又は一部)…約480人(令和8年5月現在)

(3) 支給方法

- ・ 事前に給食停止の申し出があり、実際に非喫食であった場合に、月単位で支給します。
- ・ 申請は原則、学期末毎とします。

3. 実施時期等

令和8年（2026年）8月	教育子育て委員協議会で実施(案)を報告
9月	定例月議会で補正予算計上
10月	保護者への制度周知等
11月	同月分より支給実施

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち
施策目標16 子どもたちの生きる力を育む教育が充実したまち



5. 関係法令・条例等

学校給食法

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 3,739千円（令和8年度(2026年度)補正予算）

支出内訳 補助金：3,739千円

＜参考＞ 令和9年度の想定事業費：8,224千円（令和8年5月基準で試算）

《財 源》 府支出金：3,679千円

一般財源： 60千円